

件名：100歳以上の高齢者の調査の協力依頼

(ポイント)

- 厚生労働省が、毎年「老人の日」の記念行事として、100歳以上の高齢者の方に対してお祝いをしています。
- 100歳以上に該当する日本国籍の方がおりましたら、日本大使館までご連絡をお願いいたします。

(本文)

1. 厚生労働省が、毎年9月15日の「老人の日」の記念行事として、100歳以上の高齢者の方に対してお祝いをしています。

2. 海外にお住まいの方の中で、100歳以上に該当する日本国籍の方がおりましたら、4月末日までに、日本大使館まで以下の情報についてご連絡をお願いいたします。

- (1) 氏名、ふりがな
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 年齢
- (5) 本籍

対象となる方は1922年(大正11年)3月31日以前に出生した日本国籍保持者となります。

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>